

平成十七年経済産業省・環境省令第四号

使用済自動車の再資源化等に関する法律に  
係る民間事業者等が行う書面の保存等にお  
ける情報通信の技術の利用に関する法律施  
行規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報  
通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律  
第一百四十九号)第三条第一項及び第四条第一項の  
規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する  
法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等に  
おける情報通信の技術の利用に関する法律施行規  
則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 民間事業者等が、使用済自動車の再資源  
化等に関する法律(平成十四年法律第八十七  
号)に係る保存等を、電磁的記録を使用して行  
う場合については、この省令の定めるところに  
よる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特別  
の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が  
行う書面の保存等における情報通信の技術の利  
用に関する法律(以下「法」という。)において  
使用する用語の例による。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存  
は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第  
十六条第五項(同条第七項及び第十八条第八項  
において準用する場合を含む。)及び第二十七条  
条第一項並びに使用済自動車の再資源化等に  
する法律施行規則(平成十四年経済産業省・環  
境省令第七号)第二十七条、第四十七条、第五  
十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定  
に基づく書面の保存とする。

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定  
に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて  
当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合  
は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければ  
ならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使  
用に係る電子計算機に備えられたファイル又  
は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒  
体をいう。次号及び第六条において同じ。)  
をもつて調製するファイルにより保存する  
方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ(こ  
れに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読  
み取ってできる電磁的記録を民間事業者等の  
使用に係る電子計算機に備えられたファイル  
又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル  
により保存する方法

2

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的  
記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記  
録に記録された事項を出力することにより、直  
ちに整然とした形式及び明瞭な状態で民間事業  
者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表  
示及び書面を作成できなければならない。

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成  
(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第  
二十七条第一項並びに使用済自動車の再資源化  
等に関する法律施行規則第十一条、第四十七  
条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号  
イの規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定  
に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて  
当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合  
は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備  
えられたファイルに記録する方法又は電磁的記  
録媒体をもつて調製する方法により作成を行わ  
なければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施  
行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和六年三月二一日経済産業  
省・環境省令第二号)

この省令は、デジタル社会の形成を図るため  
の規制改革を推進するためのデジタル社会形成  
基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令  
和六年四月一日)から施行する。

附 則(令和六年六月二八日経済産業  
省・環境省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。